

## 教 育 経 済 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成30年12月18日(火曜日)  
午前9時30分～午前10時22分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 戎屋昭彦 委員長 下井克己 副委員長  
徳並伍朗 委員 秋山哲朗 委員  
岩本明央 委員 秋枝秀稔 委員  
猶野智和 委員 荒山光広 議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員  
綿谷敦朗 議会事務局長 大塚 享 議会事務局長補佐  
篠田真理 議会事務局主任
6. 説明のため出席した者の職氏名  
篠田洋司 副市長 岡崎堅次 教育長  
石田淳司 市長公室長 志賀雅彦 建設農林部長  
金子 彰 教育委員会事務局長 西田良平 観光商工部長  
白井栄次 観光商工部次長 千々松雅幸 観光総務課長  
秋本勝彦 生涯学習スポーツ推進課長 市村祥二 農林課長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（戒屋昭彦君） ただいまより、教育経済委員会を開会いたします。

議長、報告事項等ございましたらお願いします。

○議長（荒山光広君） ありません。

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより審査を始めます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案8件につきまして、審査いたしますので、御協力よろしくをお願いいたします。

最初に、議案第134号美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。秋本生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（秋本勝彦君） 美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

これは、平成29年3月に閉校となりました旧川東小学校の跡地利用について、川東小学校跡地利用検討協議会と協議の結果、地域のコミュニティセンターとして活用するため、設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

なお、この条例につきましては、平成31年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第134号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号平成30年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） それでは、平成30年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,848万4,000円を追加し、総額を8億1,001万7,000円とするものであります。

まず、歳入についてであります。8ページ、9ページをお開きください。

6款繰越金を1億2,848万4,000円追加しております。

これは、本年9月議会で認定いただきました平成29年度決算剰余金を計上したものであります。

続きまして、歳出について説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

1款観光総務費・1項総務管理費・1目一般管理費、説明欄001一般職員人件費を58万2,000円減額しております。

人件費の補正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた職員の給与改定及び人事異動等に伴う調整を行うものであります。

次に、説明欄003秋吉台リフレッシュパーク・秋吉台家族旅行村管理運営事業におきまして、修繕料を300万円追加しております。

これは、秋吉台リフレッシュパークと秋吉台家族旅行村の両施設におきまして、空調や入浴施設の循環ポンプや加圧ポンプ等、営業活動に支障をきたすような不具合が多く発生していることから、修繕料を追加するものであります。

次に、2項業務管理費・3目養鱒場業務費、説明欄001一般職員人件費を6万3,000円減額しております。

次に、2款観光振興費・1項振興管理費・1目一般管理費、説明欄001一般職員人件費を38万9,000円減額しております。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

3款基金積立金・1項基金積立金・1目観光事業運営基金積立金におきまして、積立金を1万2,000円追加しております——失礼いたしました。1億2,000万円追加しております。

これは、決算剰余金を観光事業運営基金に積み立てるものであります。

次に、5款予備費におきまして、財源調整のため、651万8,000円を追加し

ております。

続きまして、債務負担行為の補正であります。

4ページをお開きください。

美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村について、平成31年度から平成33年度までの3年間の指定管理料に係る債務負担行為を新たに設定するものであり、3年間の支出限度額を2億1,590万円としております。

この限度額につきましては、美祢市指定管理者制度に関する指針に基づいて、秋吉台リフレッシュパークと秋吉台家族旅行村の今後3年間の収入と支出を見込み、計算し、その差額を指定管理料といたしております。

なお、支出見込額の計算におきまして、秋吉台リフレッシュパークにおいて、ボイラー重油等の支出金額が市場価格の変動に大きく影響を受け、業務運営に影響を与えることから、この3年間につきましては、年一律、税抜き1,000万円として計算し、実際の支出金額を年度末に精算する方式を採用をいたしております。

これらによりまして、両施設の単年度の指定管理料を、平成31年度は7,150万円、平成32年度、33年度は7,220万円と見込んでおります。その3年合計分といたしまして、上限額を2億1,590万円と設定しております。

説明は以上であります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第124号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第140号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。市村農林課長。

○農林課長（市村祥二君） 議案第140号は、美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流セン

ターの指定管理者の指定についてであります。

今回、現在の指定管理期間が平成31年3月末をもって満了となることから、美祢市指定管理者制度に関する指針に基づいて、指定管理者候補者選定審査会を設置し、5名の審査員により、平成30年8月27日に第1回目の審査会を実施いたしました。

この第1回目の審査会において、候補者の選定方法、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第4項の規定により、非公募とし、指定期間を5年と定め、公募要項の中で債務負担行為に当たる指定管理料の上限額、審査に係る審査表と配点、その他審査事項等の決定を行っております。

これにより、平成30年9月27日に、公の施設の指定管理者指定審査書が提出されました。

この申請に基づいて、第2回目の指定管理者候補選定審査会を平成30年10月10日に開催し、申請者のプレゼンテーションを受けたのち、最終審査をした結果、配点500点満点中、425点の採点結果であり、大項目の得点が全て6割以上であったことにより、八代ぬくもりの里を指定管理者として決定いたしました。八代ぬくもりの里の概要につきましては、2ページ、4ページのとおりでございます。

つきましては、美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者として、八代ぬくもりの里に、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものです。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

岩本委員。

○委員（岩本明央君） 私もこの場所はよく知っておりますし、何回も行ったことがありますし、心配される方、大変真面目でいいと思っておりますが、これ募集——申請募集されたときは何件ぐらいあったんでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 市村農林課長。

○農林課長（市村祥二君） ただいまの岩本委員の御質問にお答えいたします。

今回の指定管理につきましては、第1回目の指定管理審査会で、非公募とするということで決定しておりますので、申請団体は、地元の八代ぬくもりの里1団体でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第140号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第140号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第141号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。白井観光商工部次長。

○観光商工部次長（白井栄次君） それでは続きまして、議案第141号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

現在、美祢市農林資源活用施設につきましては、美祢農林開発株式会社を指定管理者として、指定をしているところでございますけれども、平成31年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため、このたび、当施設と会社の設置目的が一致する美祢農林開発株式会社を、公募によらない指定管理者として、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間、再指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

このたびの指定管理者の指定につきましては、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び美祢市指定管理者制度に関する指針に基づいて行われておきまして、まず、本年7月23日に開催をされました、第1回美祢市指定管理者候補者選定審査会におきまして、指定管理者の募集要項及び選定基準の策定に関する事項並びに候補者の選定に関する事項等について審議がされまして、候補者の選定方法につきましては、公募によらず、美祢農林開発株式会社を候補者とする事並びに指定管理期間を3年間とすること等が決定をされたところでございます。

そして、10月23日に、第2回美祢市指定管理者候補者選定審査会が開催をされ、申請者によるプレゼンテーション並びに提出書類に対する審査を踏まえた指定管理者候補者の決定に基づきまして、平成31年4月1日からの3カ年間、再指定をするも

のでございます。

なお、10ページ以降に、指定管理者となる団体の概要及び指定管理者候補者の選定経緯等が記載をされてございまして、3ページの4番目のところに、選定結果として、600点中の425点を取得したことが——獲得したことが記載をされておるところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、これより議案第141号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第142号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。白井観光商工部次長。

○観光商工部次長（白井栄次君） 続きまして、議案第142号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

現在、美祢市道の駅おふくにつきましては、美祢観光開発株式会社を指定管理者として指定をしておるところでございます。

しかしながら、平成31年3月31日をもちまして指定管理期間が満了となるため、このたび、当施設と会社の設置目的が一致する美祢観光開発株式会社を、公募によらない指定管理者として、平成31年4月の1日から平成34年3月31日までの3年間、再指定をするに当たりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、市議会の議決を求めるものでございます。

これまでの経緯につきましては、先ほどの議案第141号と同様でございまして、今年の7月23日に開催をされました、第1回美祢市指定管理者候補者選定審査会におきまして、候補者の選定方法については、公募によらず、美祢観光開発株式会社を

候補者とすること並びに指定管理期間を3年間とするということなどが決定をされたところでございます。

そして、10月23日には、第2回美祢市指定管理者候補者選定審査会が開催をされ、申請者によるプレゼンテーション並びに提出書類に対する審査を踏まえた指定管理者候補者の決定に基づきまして、平成31年4月1日からの3年間再指定するものでございます。

なお、次ページ以降に、指定管理者となる団体の概要及び指定管理者の選定経緯というものが掲載されておりますけれども、3ページにおきまして、下段でございまして、4の選定結果におきまして600点——600点満点中453点を獲得しておるということが記載をされているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第142号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第142号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第143号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。白井観光商工部次長。

○観光商工部次長（白井栄次君） 続きまして、議案第143号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

現在、道の駅みとう及び美東都市と農村交流の館につきましては、株式会社みとう駅を指定管理者として指定をしているところでございますけれども、平成31年3月31日をもちまして指定管理期間が満了となるために、新たな指定管理者候補者の選定を、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び美祢市指定管理者

制度に関する指針に基づいて行ってまいったところでございます。

これまでの経緯につきましてですけれども、まず、本年の7月23日に、第1回美祿市指定管理者候補者選定審査会が開催をされまして、この審査会におきまして、指定管理者の募集要項及び選定基準の策定に関する事項並びに候補者の選定に関する事項等が審議をされまして、候補者の選定方法を公募とすることや指定管理期間を3年間とすること等について決定がなされたところでございます。

これに基づきまして、9月の10日に指定管理者の公募に係る説明会を実施をいたし、9月の11日から10月の10日まで1カ月間公募を行ったところでございますけれども、その間、申請書を提出されたのは、現在の指定管理者である株式会社みとう駅の1者のみでございました。

そして、10月23日に開催をされました、第2回指定管理者候補者選定審査会における申請者によるプレゼンテーション、それから、提出書類に対する審査を踏まえた指定管理者候補者の決定に基づきまして、平成31年4月の1日からの3年間、再指定をするに当たりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、市議会の議決を求めるものでございます。

なお、次ページ以降に、指定管理者となる団体の概要及び指定管理者候補者の選定経緯等が記載されておるところでございますけれども、3ページの下段に選定結果として、600点満点中410点を獲得しておる旨が記載をされておるところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第143号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第143号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第144号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） それでは、議案第144号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定について御説明いたします。

両施設に係る現在の指定管理期間が、平成31年3月末をもって満了になることから、美祢市指定管理者制度に関する指針に基づきまして、指定管理者候補者選定審査会を設置し、弁護士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等6名の審査委員により、本年7月23日に第1回目の審査会を実施しております。

この第1回目の審査会におきまして、候補者の選定方法を公募とし、指定管理期間を3年と定め、指定管理料の上限額選定方法等の決定を行っております。

これにより指定管理者を公募し、9月11日に公募に係る説明会を開催した結果、1団体から申請がございました。

この申請に基づきまして、第2回目の指定管理者候補者選定審査会を10月23日に開催し、申請者のプレゼンテーションを受けたのち、採点した結果、600点満点中445点の採点結果であり、基準点を満たしていることから、特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークが候補者として決定しました。

指定管理者候補者に決定いたしました特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークの概要につきましては、2ページから5ページのとおりですので、説明を省略させていただきます。

つきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間、特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークを指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。猶野委員。

○委員（猶野智和君） さきの本会議のほうでも、議員のほうから、指定管理のあり方ですとか、根本的な今後のあり方のような質問があったと思います。担当の委員会でございますので、改めて、そのことについてお聞きをしたいと思います。

今回、公募という形をとられておられますが、そのときの本会議でお答えを聞いた

ときには、一つ、今回の一件しか応募がなかったというお話。これもあって、以前は割と応募が複数あって、ある程度の競争原理なども働いておったと思いますが、最近はこの一つがずっと、とっているということで、指定管理という制度そのものが、こういう観光施設に合うのかどうか。さきの——今までずっとありました、市民活動をもとにした施設などは、指定管理などはすごく合うとは思いますが、今回の家族旅行村、リフレッシュパークなどの今後について、制度そのものはどうなのか。

それと、さきの議会でもあった話ですが、公募を市内にとどめず、広く公募を、そういう大きなところにも投げかけるような形で、根本的に今後の施設の更新などにも、多分、今の市の財政では二つの大きな家族旅行村、リフレッシュパークの施設の更新などにも、なかなか難しいところも出てくると思いますので、外部の民間活力が期待できるようなところにも、ここの施設の今後を担っていただけるかどうかというのを広く考えていただければなという思いもありますので、それも含めて、今後、執行部として、リフレッシュパーク、家族旅行村の今後について、何か考えていることがあればお示しいただきたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） ただいまの猶野委員の御質問にお答えをいたします。

まず、この両施設におきまして、指定管理者制度そのものが、そぐったものであるか——沿ったものであるかどうかということの根本的な部分での検討という御指摘というか、御提案でございます。

今、現在におきましては、公の施設を管理するという制度上、指定管理者制度を用いた手法によって、民間事業者に管理をしていただくという形のものでございますので、今後、それをどう考えるかっていうことについては、しっかりと検討をさせていただければというふうに思います。

それから、もう1点でございます。公募が1者しかなかったということも踏まえて、委員言われましたとおり、さきの本会議におきまして、もっと間口を広げてはどうかという御意見がございまして、これに対しましては、副市長のほうから、その辺についても検討するということでお答えをされたところでございます。

そのことから、やはり先ほど、今言われましたような競争原理であったりとか、収益的施設という前提がございまして、その辺も考慮したところで、例えば、その市内事業者っていう要件を外すのかどうかということについては、担当部局の

ほうにも、今の御意見をおつなぎした上で検討するという事で御理解いただければと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 今回はもう指定管理——今回もう決まったということで、今後3年間は、この制度が続くんだと思いますが、次に向かって、年間、こちらのリフレッシュパークと家族旅行村で七千万円強の指定管理料が随時出ている。客観的に見れば、確実な赤字といってもいいようなものと思います。ですから、ここをもう、どうにかしないと、施設の更新なども含めると、大きな負担になっていってしまうと思います。

この年間7,000万円をどうするのか、また以前のように、このリフレッシュパークと家族旅行村を二個一個で、またやっていくというのなかなか難しいところがあると思いますので、それぞれ別々なものにしていくとか、とにかく根本的なものを今後3年間の間に、ぜひとも御検討いただいて、次の公募のときには、それを反映させていただきたいと思います。これは意見です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑はございませんか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 今、私の思いを大半が猶野委員から言われましたけど、私も全く同感で、3年後には、ぜひ市外からもという範囲に広げていただきたいと思います。

というのは、もちろん私としては、ぜひ市内の業者の方をお願いしたいという気持ちは100%中100あるんですけど、やはり7,000万円を超えるような金額でございまして、年間。ぜひ、できれば、市外の業者の方にも枠を広げて、新しい血っていいですか、フレッシュなセンスなりを持った方にもお話を聞けたらなというふうな感じを持っております。

それから、特に私思うのは、家族旅行村なんか、ものすごい広いし、前には、たしかカルスト組合さんのほうもあったと思いますが、その辺もいろいろ御事情は十分あろうとは思いますが、ぜひ、3年後には公募範囲を広げていただきたいことをお願いをします。

○委員長（戒屋昭彦君） 要望ですか。その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第144号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第144号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第145号字の区域変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。市村農林課長。

○農林課長（市村祥二君） 議案第145号は、字の区域変更についてであります。

平成24年度より事業着手しております、東厚保町川東江の河原地区の県営農業競争力強化基盤整備事業、川東西地区のほ場整備——ほ場整備メイン工事が完了し、区画整備後の整備区画による確定測量に伴う字界とするため、東厚保町川東字井手ヶ原1681番地の一部を東厚保町川東字神田に変更する必要が生じました。

つきましては、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第145号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第145号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案8件につきまして審査を終了いたしました。

○委員長（戒屋昭彦君） その他、所管の事項につきまして、委員の皆様から何かございましたら発言をお願いいたします。猶野委員。

○委員（猶野智和君） 昨日、ジオパークの報告会がございました。私も出席のほうさ  
せていただいたんですけど、そこで、なかなか議員の皆様方出席——忙しくてできな  
い方もいらっしゃると思いますので、その時に配られた資料、タブレットございますので、  
できればそこに流していただいて、議員のほうに周知していただければと思います。

今後なかなか、私お話聞いた中では、今後、世界ジオパークに向かって申請控え  
ていながら、なかなか地域の盛り上がりは、もっと頑張らないとみたいな形で叱咤激  
励をされました、講師の先生に。そのあたりもありますので、我々もちょっと知識を  
得たいので、そのあたり情報提供のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） わかりました。よろしいですか。その他、御意見ございませ  
んか。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 12月の本会議は流会になりまして、臨時会、今始まっており  
ますが、特に今、100条委員会という大変重い委員会も開かれております。

このたびの台湾で起こったこと——目的は、インバウンド事業における重要な位置  
づけということでやられておりますよね。

今、執行部の方、どのように捉えておられます、この事態を。

○委員長（戒屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 秋山委員の御質問にお答えいたします。

私どもといたしましては、今回の台湾の出張——大きなフローラの参加であったり  
とか、その他要人の方々にも御面会をして、交流を深めるという大きな目的を持って  
出張をいたしまして、行程どおりのスケジュールに——若干の時間のずれはございま  
したが、特に大きな変更もなく、行程を終えたということもございますので、目的、  
インバウンド対策等については、出張目的は果たしたものというふうに思っておりま  
す。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） それは、あくまでも野柳地質公園の4日の日——11月4日の  
日に、地質公園での交流会、懇談会が終わるまでの話ですよ。恐らくそういう成果  
があったと僕は信じております。

そして、そういう中で、11月3日のときに、来年の約束をして帰っておられます  
よね。もう既にスケジュール等は決まっておると思いますけども、これ等の影響出な  
いものかどうか。

恐らく山口市と一緒に、また美祢市と一緒にブースを出されるはずですよ。山口市がこれを一緒にやろうというふうに思っておられますか。そりゃまあ相手のことですからわかりませんが。

その後に、また野柳地質公園の方が、来年の3月30日から4月3日の日に山口県の美祢市に訪問したいのでよろしくという、こんな約束もしておられますよね。

なおかつ、来年4月の中旬には、地質公園の国際シンポジウムに各国のジオパークを集めてのイベントを開催するので、ぜひ参加してほしいということの要請も受けておられますよね。これ等はスムーズに行くと思われま。

○委員長（戒屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） ただいまの御質問にお答えいたします。

委員言われましたとおり、3月の17日だったと思いますが、フローラの会場において、山口市さんと、パートナーシップ協定の中でブース出展、あるいは野柳におじやましたときには、委員言われましたとおりの3月の30日でしたか、4日程度で、台湾にあります地質公園、たしか9地区だったと記憶しておりますが、そちらの方も美祢のほうに訪問をしたいという旨の大変ありがたいお話もいただき、より交流が進むというふうに考えておりますが、現在の美祢市の状況におきまして、この状況についてをそれぞれの相手、山口市さんであったりとか、あるいは野柳の地質公園関係の方々はどういうふうに思われてるかということにつきましては、なかなかちょっと計り——まだ計り知れないところもございまして、我々の動きといたしましては、今現在で言いますと、このことについては、まだ具体的に先方とは、具体的な話っていいですか、これをどうしていくかということについては、まだ具体的な話はしていない、現在ではそういう状況にあります。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 恐らく、4月の下旬に野柳でそういうふうな国際シンポジウムをされる——開催されるということは、予算組みをしなくてははいけませんよね。年が明けたら、こういう査定に入っていくんじゃないかと思っておりますけども、これは議会で通りますか、これ。今の時点で何とも言えませんが、私は難しいんじゃないかと思っております。

それとあわせて、今の台湾南投県の水里郷、水里中学校、ことしは美祢市を訪問し

ておられますよね、生徒が。来年恐らく水里中学校に訪問する年だと思いますけども、こういった予算が認められますか。教育長どうです。

○委員長（戒屋昭彦君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） 水里中との交流ですけども、今回のこの事案については、美祢市長が反省されているように、疑惑、疑念を抱かれるという行為があったことに対して、とても残念に思っておりますし、重く受け止めております。

それを踏まえた上で、せっかく姉妹校を結んでおりますので、何とか隔年ごとでありますけども交流をやっておりますので、継続が可能であれば、継続していきたいという思いは持っております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） もう既に、小学校、中学校、子どもたちの間でもこの話題になってるんですよ。

そして、ことし1年の文字を一文字で表せば「災」ですよ。今、美祢市もその災やねっていう話に、子どもたちの間でなってるんですよ。これ、恥ずかしいと思いませんか。

そして、西田部長にちょっとお伺いしたいんですけども、もう時が、既にもう2週間以上も今日たってますよね。野柳との連絡をとっていない。山口市との連絡もとっていないっていうと、ちょっとどうかなと思うんですよ。

やっぱり、これだけの映像が世界に流れたり、日本全国に流れたり、また恐らく近いうちに、あるテレビ局で流れるというふうに思っておりますけども、そういうことを全国ネットに流れたということですよ。

私は、徳並議員と一緒に台湾に3回ほど行かせてもらっております——4回ですか。本当に、南投県水里郷と一生懸命つき合ってきたつもりであります。徳並議員がみずからですよ、こいのぼりやら折り紙を持って幼稚園とかに行っております。そういったことが全て台なしなんですよ、このたび。これ、どうやって今の、これから信用を取り戻していくんですか。もしお考えがあればお伺いをしたいというふうに思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 御質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げた部分で、3月の17日の山口市さんとのことにつきまして、その

内容について、これからどうするかっていうところについては、まだ具体的に、その部分についてのお話はしてない部分ではありますが、今回、こういうふうな状況ということにつきましては、山口市さんのほうには、お話のほうをさせていただいたという状況に、一つあります。

それから、野柳さんのほうにつきましては、この辺の説明等につきましては、行ってないというところではございます。そこについては、反省ということになります。

今後についてなんですけども、我々といたしましても、今までのインバウンドという一つの考え方だけではなくて、そういう交流というところ、ここは非常に大切にしていけないといけない部分だというふうに、私も思っております。ここにつきましては、信頼といいますか、そういうようなところが確実に失墜したというところも、私も思っております。

また、一から信頼回復、あるいは相手方のほうからの受け入れといいますか、そういうところを示していただけるのであれば、今後も積極的に我々のほうからの交流を——我々のほうからも進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） あくまで今回の水里中学校——国民中学校との交流ですけど、これは、あくまで姉妹校としての交流ということで、教育委員会としては受け止めております。

ただ、この姉妹校との交流というのは、美祢市が今進めている国際交流という大きな視点に立っての中の一つの取り組みということでもありますので、あくまで国際交流という中での一つの活動として、教育委員会としては、市の全体の動きを見ながら、できるところは、しっかり協力して取り組んでいきたいというふうに思っております。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 今、美祢市には3人のふるさと交流大使の方がおられます。入山アキ子さん、恐らく入山アキ子さんのコンサートも来年には予定されておるというふうに聞いておりますけども。そして久保修さん、そして苑場凌さん、この3人の方。本当に美祢市のPRのために、いろんなところに行って、美祢市をPRしてきてもらっております。

がしかし、今のこの時点で、こういう大きな問題が起こって、美祢市ということが

言えなくなってしまうと。本当に残念なことですよ。もうこういうふうになってるんですよね、もう。

今、お2人の——部長さんと教育長が言われたように、本当にこれから大変だと思います。

だからですね、本当に職員が結束して、美祢市の信頼回復に努めていただきたいというふうに思っておりますし、私ども議会もですね、一所懸命応援をしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願いします。

○委員長（戒屋昭彦君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 先ほど西田部長、また岡崎教育長がお答えしたとおりでございます。

今現在、いろんな御迷惑をかけているところにつきましては、いろいろ説明とかには——説明を行っているところでございます。

議会も御協力していただいて、本当に美祢市の信頼回復、また美祢市の発展に向けて、一致団結して、行政としては、できる限りのことはやっていきたいというふうに考えておりますので、御協力のほどお願いできたらというふうに思っております。よろしくお願いします。

○委員長（戒屋昭彦君） その他委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力まことにありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前10時22分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年12月18日

教育経済委員長